赤字解消・激変緩和措置計画〔実績〕（大阪市）

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	1	大阪市

Ⅰ．赤字の発生状況

Ⅰ-（１）法定外繰入金の状況

様式5　平成28年度　国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

（単位：円）

決算補填等目的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料（税）の負担緩和を図るため	地方単独の保険料（税）の軽減額	任意給付に充てるため	小計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①～⑨
0	0	0	0	0	0	4,949,580,721	25,941,907	290,874,784	5,266,397,412

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

（単位：円）

決算補填等以外の目的												合計
保険料（税）の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金（納付組織交付金等）	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他	小計	
							一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他（解消すべきもの）	その他		
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑩～⑳	㉑＝①～⑳
3,449,887,777	1,187,985,000	689,013,584	0	0	0	0	0	0	0	0	5,326,886,361	10,593,283,773

（千円）

(A)解消すべき法定外繰入金（国定義） ①～⑨	5,266,397
(B)解消すべき法定外繰入金（大阪府定義） ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	8,716,285

【確認事項】　赤字がある場合で、平成３０年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み（赤字解消計画の策定をしない）。
■赤字を解消する見込みが不明または困難（計画を策定する）。

Ⅰ-（２）繰上充用金の新規増加額（C）

（千円）

	平成27年度	平成28年度	新規増加額（C）
繰上充用金	13,780,338	7,410,486	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-（３）赤字額

（千円）

国　定　義	(D)=(A)+(C)	5,266,397
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	8,716,285

Ⅰ-（４）赤字の原因

・国民健康保険は国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

・そうした構造的な問題を抱える状況の中、国保の事業運営は保険料と国庫支出金等で賄うことが原則となっているが、原則どおりに保険料を賦課すると、被保険者の保険料負担が大きくなることから、本市では被保険者の保険料負担軽減のため、多額の一般会計からの法定外繰入金を繰入れてきた。

※本市における国保加入世帯における所得100万円未満の低所得者世帯の割合は65.4%であり、全国平均の56.5%よりも高く、また1世帯あたり平均所得は全国の2/3程度となっている。（本市平均：98万円、全国平均：140万円[平成26年中所得]）

Ⅱ．赤字の解消計画〔実績〕

Ⅱ－（１）赤字解消のための基本方針

・国保は構造的な問題を抱えており、被保険者の保険料負担軽減のために法定外繰入金を繰入れているといった状況は、全国的な状況であることから、国は全国で約 3,400億円の公費を拡充し、国保の財政基盤の強化を図るとともに、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から国保は都道府県単位化される。
・都道府県単位化にあたって、決算補填等目的の法定外繰入を前提としない運営が基本的な考え方とする国の方針に沿って、本市においても決算補填等目的の法定外繰入を解消する。
・令和元年度本市保険料率算定にあたって、一人当たり平均で大幅な伸びとなったことから、法定外繰入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。
・当該法定外繰入については、令和6年度の統一保険料率に向け、段階的な解消を図る。

Ⅱ－（２）赤字解消のための具体的取組

・平成30年度は、これまで繰り入れていた決算補填目的等の法定外繰入については、基本的に解消した。
・令和元年度は、本市独自減免である３割軽減を解消したものの、本市保険料率算定にあたっては、一人当たり平均で大幅な伸びとなったことから、法定外繰入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。
・令和２年度では、医療費等の伸びに加え、激変緩和措置の逓減分１％を加えた保険料率改定を行った。
・令和３年度では、府の算定では▲２％となったため、激変緩和措置の逓減を図るため＋２％とし、一人当たり平均保険料を据え置いた。
・令和４年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が＋5.4%となったため、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、任意繰入を約９億円とし、＋４％の改定とした。
・令和５年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が＋13.2%となり、激変緩和措置の逓減分+0.7%を加えると、+13.9%の改定が必要となったため、本市国保基金の充当（28億円）により、令和５・６年度の２年間で平準化を図り、＋10.3%の改定とした。
・令和６年度は、法定外繰入による激変緩和措置を解消し、府内統一保険料率とした。

Ⅱ－（３）赤字解消の年次計画（実績）

（総括表　国定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	5,258,118	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	5,266,397
	－	99.84%	▲54.24%	5.63%	21.63%	9.05%	9.62%	8.48%	100.00%
残額	5,266,397	8,279	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	5,258,118	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	5,266,397
	－	99.84%	▲54.24%	5.63%	21.63%	9.05%	9.62%	8.48%	100.00%
残額	5,266,397	8,279	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	0

（総括表　大阪府定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	8,708,005	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	8,716,285
	－	99.91%	▲32.77%	3.40%	13.07%	5.47%	5.81%	5.12%	100.00%
残額	8,716,285	8,280	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	8,708,005	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	8,716,285
	－	99.91%	▲32.77%	3.40%	13.07%	5.47%	5.81%	5.12%	100.00%
残額	8,716,285	8,280	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	0

Ⅲ．激変緩和措置計画〔実績〕

Ⅲ－（１）府統一基準に向けた基本方針

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、6年間の経過期間を設けて「府内統一保険料率」となるよう改定していく。
平成30年度は、これまで繰り入れていた決算補填目的等の法定外繰入については、基本的に解消した。
令和元年度は、本市独自減免である3割軽減を解消したものの、本市保険料率算定にあたっては、一人当たり平均で約6%もの伸びとなったことから、法定外繰入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。
令和２年度では、医療費等の伸びに加え、激変緩和措置の逓減分を加えた保険料率改定を行った。
令和３年度では、府の算定では▲２%となったため、激変緩和措置の逓減を図るため＋２%とし、一人当たり平均保険料を据え置いた。
令和４年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が＋5.4%となったため、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、任意繰入を約９億円とし、＋４%の改定とした。
令和５年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が＋13.2%となり、激変緩和措置の逓減分+0.7%を加えると、+13.9%の改定が必要となったため、本市国保基金の充当（28億円）により、令和５・６年度の２年間で平準化を図り、＋10.3%の改定とした。
令和６年度は、法定外繰入による激変緩和措置を解消し、府内統一保険料率とした。

Ⅲ－（２）激変緩和の年次計画（実績）

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
１　保険料・税区分		保険料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（医療）	所得割（割合）	8.18%（46）	8.19%（46）	7.93%(46)	8.06%（46）	8.22%（46）	8.59%（46）	8.78%（45）	統一	【賦課割合】 現行の均等割：平等割＝5：5を、府内統一基準の6：4になるように、6年間でなだらかに移行させ、所得割については、激変緩和期間中は現行の割合で固定し、最終年度で調整を行った。
	均等割（割合）	20,583円（27）	21,362円（28）	22,265円（29）	24,372円（30）	25,273円（31）	27,488円（32）	30,798円（33）	統一	
	平等割（割合）	32,896円（27）	30,964円（26）	29,380円（25）	29,376円（24）	27,807円（23）	28,175円（22）	30,321円（22）	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（後期）	所得割（割合）	2.83%（46）	2.99%（46）	2.87%（46）	2.78%（46）	2.90%（46）	2.87%（46）	3.09%（45）	統一	同上
	均等割（割合）	7,147円（27）	7,822円（28）	7,962円（29）	8,207円（30）	8,642円（31）	8,967円（32）	10,659円（33）	統一	
	平等割（割合）	11,421円（27）	11,338円（26）	10,506円（25）	9,892円（24）	9,508円（23）	9,191円（22）	10,494円（22）	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
２　保険料率（介護）	所得割（割合）	2.82%（46）	2.69%（46）	2.62%（46）	2.62%（46）	2.60%（46）	2.69%（46）	2.94%（45）	統一	【賦課割合】 現行の均等割：平等割＝5：5を、府内統一基準の均等割に一本化になるように、6年間でなだらかに移行させ、所得割については、激変緩和期間中は現行の割合で固定し、最終年度で調整を行った。
	均等割（割合）	8,678円（27）	9,795円（32）	13,396円（37）	13,396円（42）	14,612円（47）	16,739円（52）	19,543円（55）	統一	
	平等割（割合）	10,264円（27）	7,874円（22）	4,424円（17）	4,424円（12）	2,509円（7）	741円（2）	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
３　保険料の減免基準		―	統一 （3割軽減除く）	統一	統一	統一	統一	統一	統一	・本市独自減免である3割軽減については、廃止すると被保険者の保険料が急増することから、当面は継続としていたが、令和元年度に法定の5割軽減の基準額が本市独自の3割軽減の基準額と同額に改正されたため、3割軽減は解消した。
４　仮算定の有無		仮算定なし	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
５　本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
６　納期数		10か月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
７　一部負担金の減免基準		―	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

上記のとおり提出します。

令和　7年　9月　22日
大阪府知事　　吉村　洋文　　様

保険者名　　大阪市

代表者名　　大阪市長　　横山　英幸

別紙　　赤字解消の年次計画〔実績〕　（内訳表）

（単位：千円）

	区分	項目	対象額	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	最終年度 令和６年度	合計
①保険料収納不足のため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料（税）の負担緩和を図るため	国府	解消額	－	4,949,581	▲ 2,865,031	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	4,949,581
		解消率	－	100.00%	▲57.88%	5.99%	23.02%	9.63%	10.23%	9.02%	100.00%
		残　額	4,949,581	0	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	0
⑧地方単独の保険料（税）の軽減額	国府	解消額	－	17,662	8,280	0	0	0	0	0	25,942
		解消率	－	68.08%	31.92%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	25,942	8,280	0	0	0	0	0	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	－	290,875	0	0	0	0	0	0	290,875
		解消率	－	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	290,875	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料（税）の減免額に充てるため	府	解消額	－	3,449,888	0	0	0	0	0	0	3,449,888
		解消率	－	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	3,449,888	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭納税報奨金（納付組織交付金等）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他（一部負担減免額の補填）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱その他（多子世帯支援奨励金）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他（解消すべきもの）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0